

## 国分寺市教育委員会議事録・第4—1号

会議の種類 第3回国分寺市教育委員会定例会  
会議の日時 令和4年3月24日(木) 午後1時30分  
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

### 会議の出席者

#### (教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志

#### (説明員)

教育部長	一ノ瀬 理
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	日 高 久 善
学校指導課長	富 永 大 優
学校教育担当課長	大 島 伸 二
指導主事	野 村 宏 行
指導主事	渡 辺 大 輔
社会教育課長	柳 功 一
ふるさと文化財課長	高 杉 強
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	櫻 井 明 徳

#### (事務局)

書 記	佐々木 理絵子
書 記	富 永 菜 月
書 記	山 口 徹

傍聴人 5人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午後1時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として3番藤井委員、4番辻委員を指名した。

## 〔前会議事録の承認〕

・令和4年1月27日開催の令和4年第1回国分寺市教育委員会定例会議事録第1号

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** こんにちは。本日も大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。午前中には小学校の卒業式に御出席をいただき、誠にありがとうございました。天気も大変よく、少し暖かさも戻ってきたと感じております。先週の金曜日の中学校の卒業式に続き、小学校も中学校も卒業生が、凜とした姿で本当に素晴らしい態度で卒業してくれ、さすが国分寺の子どもたちと感じました。校長先生方をはじめ教職員の皆様方、また、保護者、地域の皆様方に改めて感謝を申し上げたいと思います。これからのますますの活躍を期待しております。

## 〔議事〕

**教育長** 議案第9号「国分寺市教育委員会管理職職員の人事異動について」議案第17号「衛生管理者の選任について」及び議案第18号「衛生推進者の選任について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する人事等に関する案件のため、秘密会で御審議いただきたいと思います。

秘密会の開催には、国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、出席委員の3分の2以上の議決を要しますので、皆様方にお諮りをいたします。いかがでしょうか。

**全委員** 異議なし。

**教育長** 全員賛成をもって、秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退室をお願いいたします。なお、事務局は退室される方の誘導をお願いいたします。

—秘密会—（午後1時35分～午後1時50分）

**教育長** それでは、以上をもちまして秘密会を閉会します。事務局は、退出された方を議場に入れてください。よろしくをお願いいたします。

### 1 議案第8号 専決処分の承認について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見として市長に述べる必要があり、専決処分をしたものである。

**ふるさと文化財課長** 裏面を御覧いただきたいと思います。令和4年度国分寺市一般会計補正予算案総括表（歳入）です。項番1は国庫補助金1億5,872万5,000円の増額、項番2は都補助金1,984万1,000円の増額、そして、項番3は市債1,480万円の増額となっております。いずれも史跡武蔵国分寺跡公園用地買収のための増です。

次のページをお願いいたします。歳出になります、史跡武蔵国分寺跡公園用地買収に要

する経費の1億9,840万7,000円の増額となります。内訳は、役務費50万4,000円、委託料215万3,000円、そして公有財産購入費1億8,900万円、そして補償補てん及び賠償金として675万円の増額となっております。史跡武蔵国分寺跡公園用地の買収に伴う国庫補助金の交付の見込みが得られたため、民有地を買収するための増です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

### 3 議案第10号 国分寺市教育委員会名義後援使用等承認事務取扱要綱を廃止する訓令について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市教育委員会名義後援事務取扱要綱を要綱として制定するため、訓令の国分寺市教育委員会名義後援使用等承認事務取扱要綱(平成7年教委訓令第1号)を廃止する必要がある。

**教育総務課長** 議案の裏面の廃止訓令を御覧いただきたいのですが、教育委員会の名義後援に関する事項は、当該題名の訓令で規定をしておりますが、市長部局において、この名義後援に関する事項については要綱に規定をしております。同じ市の執行機関におきまして、例規、要綱等の制定に係る考え方の整合が必要であることから、本訓令を廃止し、名義後援に関する事項については、市長部局と同様、新たに要綱の制定を行いたいというものです。施行期日については、令和4年4月1日です。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

### 4 議案第11号 国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

適応指導教室の名称変更に伴い、国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則(令和元年教委規則第1号)の一部を改正する必要がある。

**教育総務課長** 議案文の裏面と、新旧対照表を御覧ください。本市の教育委員会におきましては、心理的理由などによって登校できない児童・生徒に対して、適切な指導及び援助等を行って、在籍校への復帰を支援する教室を運営しております。当該教室の名称については、国及び東京都では「教育支援センター(適応指導教室)」、または単に「教育支援センター」としている一方で、本市におきましては、通称名である「トライルーム」を、これまで使用してきております。このトライルームの名称について、これまでの活動実績か

ら、学校や保護者等へ、一定程度浸透してきたことを受けまして、本市の適応指導教室設置要綱に規定する教室の名称を「適応指導教室」から「教育支援センタートライルーム」に改めることに伴いまして、本規則の附則第5項の表中及び別表の第1中の「適応指導教室指導員」の字句を「トライルーム指導員」に改めたいというものです。施行期日は、令和4年4月1日です。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 適応指導教室の名称が教育支援センター、トライルームとなった関係で、その指導員の名称をここで変更するものです。「トライルーム」という名前で国分寺市では浸透していますので、このような形をとらせていただきたいと思います。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

## **5 議案第12号 国分寺市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

本文中の引用条例の題名を改めるため、国分寺市教育委員会公印規程（平成5年教委訓令第7号）の一部を改正する必要がある。

**教育総務課長** 御説明いたします。議案文の裏面の改正文と新旧対照表を御覧ください。第2条の第2号中に引用して規定しております条例題名、「国分寺市公民館設置及び管理に関する条例」を現在の正しい条例題名「国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例」に改めたいというものです。施行期日は公布日からの施行です。

御説明は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 条例名は、これまで見落としていた部分もあると思いますので、適正化させていただきました。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

## **6 議案第13号 国分寺市教育委員会が管理する情報システムの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成17年条例第7号）の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、国分寺市教育委員会が管理する情報システムの管理運営に関する規則（平成17年教委規則第6号）の一部を改正する必要がある。

**教育総務課長** 改正文と新旧対照表を御覧いただきたいのですが、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正に伴いまして、条ずれが発生したため、当該条例が引用している本規則の第1条中において、「第18条」を「第20条」に改めたいというものです。施行期日については、公布日からの施行です。

説明は以上です。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

## 7 議案第 14 号 国分寺市教育委員会エネルギー管理統括者等設置規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、国分寺市教育委員会エネルギー管理統括者等設置規程(平成 22 年教委訓令第 10 号)の一部を改正する必要がある。

**教育総務課長** 改正文と新旧対照表を御覧いただきたいと思います。エネルギー使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴って、条ずれが発生していたため、当該法律から引用しております、本訓令の第 2 条第 1 項中の「第 7 条の 2 (エネルギー管理統括者)」を「第 8 条 (エネルギー管理統括者)」に、同条の第 2 項第 1 号中の「第 14 条第 1 項」を「第 15 条 (中期的な計画の作成) 第 1 項」に、第 3 条第 1 項中の「第 7 条の 3 (エネルギー管理企画推進者)」を「第 9 条 (エネルギー管理企画推進者)」にそれぞれ字句を改めたいというものです。施行期日については、公表日からの施行です。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

## 8 議案第 15 号 国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)の改正による引用条文の条ずれを改めるため、国分寺市公立学校の管理運営に関する規則(昭和 35 年教育委員会規則第 6 号)の一部を改正する必要がある。

**学校教育担当課長** 1 ページおめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。表の左側、下線部分の「第 47 条の 6」について、右側の「第 47 条の 5 第 1 項」に改める必要がございます。施行期日は公布日からの施行となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

**9 議案第 16 号 国分寺市立中学校給食の実施に関する規則及び国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>**

（議案の内容と説明）

令和 4 年 4 月 1 日からの学校給食用牛乳供給価格の引上げに伴い、国分寺市立中学校給食の実施に関する規則（平成 19 年教委規則第 11 号）及び国分寺市立小学校給食の実施に関する規則（平成 21 年教委規則第 5 号）の一部を改正する必要がある。

**学務課長** 1 枚おめくりいただきまして、2 ページの新旧対照表をお願いいたします。国分寺市立中学校給食の実施に関する規則となります。牛乳代は、東京都教育委員会が東京都全体として決定をしております。令和 4 年度の牛乳供給価格について通知があり、御提案をさせていただくことになりました。牛乳代は、ミルク給食の項目になりますが、1 本につき 1 円増です。完全給食は牛乳代と外注給食の合計額となります。外注給食の費用は 258 円の変更はございませんので、合計額が 1 円増になります。

次に、裏面の 3 ページをお願いいたします。国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の新旧対照表となります。内容は、同様に牛乳代の増額となります。月額の計算は、年間の給食分を実施月数であります 11 か月で割った金額になっております。御説明は以上です。

（意見・質疑の要旨）

な し

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

**12 議案第 19 号 学校産業医の選任について<教育長提出>**

（議案の内容と説明）

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則（令和 3 年教委規則第 6 号）の規定に基づき、学校産業医を選任する必要がある。

**学校指導課長** それでは裏面を御覧ください。令和 4 年度学校産業医候補者名簿となります。来年度も国分寺市医師会に御紹介いただきました、国分寺病院の理事長である高木智匡先生に引き続きお願いしたいと思っております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

（意見・質疑の要旨）

**教育長** 今年度、学校産業医の先生に各学校を回っていただいた様子などを教えてください。

**学校指導課長** 今年度、学校産業医の先生には 4 月から 12 月にかけて、各学校を回っていただきました。その中で産業医の先生から職場等を確認しながら、いくつか指摘は受けています。内容は、例えば、棚の上に大きな物を置かないや、学級文庫の整理をしてください、また新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員室等のアクリル板なども用意するとよいと御指摘いただきました。

**教育長** コロナ禍での各学校を回っていただき、様々な御指摘をいただいたこと、ありがたいと思います。また次年度もお願いしたいと思います。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

### 13 議案第 20 号 国分寺市社会教育委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例（昭和 35 年条例第 4 号）第 2 条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

**社会教育課長** 裏面の名簿を御覧ください。令和 4 年・5 年度国分寺市社会教育委員候補者名簿になります。期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間です。委嘱は定数 12 人以内のところ 8 人の方々をお願いしたいと存じます。No. 1 から No. 7 までの方は再任となり、No. 8 の方が新任となります。今回、新任での委嘱をさせていただきたい No. 8、張堂聡文様は、現在も自治会長をされており、地域コミュニティの基礎である自治会の活動を通して、家庭教育の視点から御意見をいただけたと考えております。

なお、学識経験者は、森山委員が諸事情により、来年度以降の委嘱を辞退されたため、現在後任の調整を行っています。また、学校教育では、来年度は小学校校長会から委員が選出される予定となっていることから、岡本委員の後任も調整中となっております。候補者が決まりましたら、委員の追加の御承認をお願いする予定です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 新たな方が 1 人加わりました。今後、学識の方、学校教育関係者の方を御推薦いただきたいと思います。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

### 14 議案第 21 号 国分寺市文化財保護審議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例（平成 22 年条例第 24 号）第 33 条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

**ふるさと文化財課長** 裏面を御覧ください。令和 4・5 年度国分寺市文化財保護審議会委員候補者名簿を御覧ください。8 人以内の定数のところ、今回 7 人の委嘱となります。再任が 1 番から 5 番までの 5 人、新規は 6 番、7 番の 2 人です。6 番は前国分寺市教育委員会教育長の松井敏夫氏です。松井氏は国分寺市教育委員会教育長として 3 期 12 年間国分寺市の教育のトップとして教育行政に携わった経験を生かし、分野は教育史として委員に加わっていただく予定です。

また、7 番は法政大学名誉教授の馬場憲一氏です。馬場氏は東京都教育庁に学芸員として 20 年以上在職し、文化財の調査・研究をはじめ、文化財行政などに従事した経験をお持ちで、多摩地区の他市の文化財保護審議会委員にも就任され、郷土史の専門として委員に

加わっていただく予定です。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。現在定数よりも1人欠員になっておりますが、引き続きふさわしい方を探していきたいと思っております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

## 15 議案第 22 号 武蔵国分寺跡国史跡指定 100 周年記念ロゴマーク（教育推進マーク） の決定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

武蔵国分寺跡国史跡指定 100 周年記念事業の実施に当たり、教育委員会で使用するロゴマーク（教育推進マーク）を決定する必要がある。

**ふるさと文化財課長** 先月の教育委員会定例会でも報告をさせていただきましたが、市内の市立小学校 10 校の 5・6 年生を対象に投票総数 1,301 票の投票をいただきました。これからの担う小学生に投票に参加をしていただきましたことから、教育委員会の事業等において 100 周年記念事業を盛り上げ、推進するための 100 周年記念教育推進マークとして位置づけたいと考えております。今後の使用例は、教育委員会内における 100 周年記念事業関係の周知用のチラシやポスター、パンフレット、そして教育広報紙への掲載、また学校向けとして社会科副読本における教育推進マークの紹介等を通じて、地域の宝であります武蔵国分寺跡を広く発信してまいりたいと思っております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**大木委員** 教育推進マークは、御説明にございましたように、市内の市立小学校 10 校の 5・6 年生による投票によって決定したことが、非常に大きな特色だと思っております。今後の使用例について御紹介いただいておりますが、ぜひ小学生の投票によって決定したことを、前面に出していただけたらと思っております。それにより、投票をした子どもたちのみならず、教育推進マークとして、進めるにふさわしいことの理解も一層深まると思っております。よろしくお願いいたします。

**ふるさと文化財課長** いただいたお話を十分に配慮しながら進めてまいりたいと思っております。

**富山教育長職務代理者** ロゴマークの縁に文様がありますが、基壇整備で発掘した瓦にも、この文様があり、現在は整備された基壇の側面に、この瓦の文様が見え、また触れることができるように整備されています。一見すると葡萄唐草模様に見えます。遣唐使時代のグローバルな社会でのギリシャから来るシルクロードの東の終点が、武蔵国分寺であることが見てわかります。教育用ロゴマークとして七重の塔、瓦、そして文様も、非常に価値の高いものだと思います。そのような意味で大変貴重なよいロゴマークができたと思っております。

**ふるさと文化財課長** 富山教育長職務代理者がおっしゃったとおり、軒瓦には、唐草模様



がついており、製作者も基壇の瓦を意図していると思われます。

**富山教育長職務代理者** 修学旅行に行くと、法隆寺や薬師寺の薬師三尊像の下に、葡萄唐草模様があり、お寺の説明では、ここがシルクロードの東の終点だとおっしゃるのですが、もちろん1つの終点ですが、言い方を変えると武蔵国分寺もシルクロードの東の1つの終点だと思います。天平のグローバルな歴史が、この1枚の中に入っているのは、大変素晴らしいと思います。

**教育長** 富山教育長職務代理者から高い評価もいただきましたので、ぜひこのマークを活用しながら、子どもたちにも親しんでいただいて、推進を図っていただけたらと思います。

**辻委員** このマークは、著作権の問題等がなく自由に使用してよいのでしょうか。

**ふるさと文化財課長** 制作者は、教育委員会に帰属する形で御理解いただいていますので、使用する際にふるさと文化財課に連絡をもらって使用するようなことを考えています。

**辻委員** あくまでも教育推進マークのため、子どもたちを中心に活用をしてもらう大前提があると思いますが、自由に使用してよい場合は、学校現場を中心に積極的に活用をいただけたらと思います。

**ふるさと文化財課長** 今後、活用方法の工夫をして、整理をしていきたいと思っております。

**教育長** ぜひ各学校にも教育推進マークを、いろいろ工夫していただいて、活用を図っていただくようお願いしていきましょう。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

## 16 議案第 23 号 国分寺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

公民館課の決裁事案について、館長決裁を廃止するため、国分寺市教育委員会事務決裁規程（平成5年教委訓令第3号）の一部を改正する必要がある。

**公民館課長兼本多公民館長** 新旧対照表を御覧ください。現行の決裁責任者の中で、館長決裁が5項目ございます。以前は、館長職は管理職でしたが、現在は係長職となっております。市内5館の館長を中心に各公民館で、地域ごとの特徴や課題に取り組む運営をしています。館長が責任を持って企画実施をしています。しかし、事務決裁規程は、課長職以上で責任を持つルールがあり、事務決裁上の整理として、今回、館長が責任を持って企画実施しているところを、課長職が決裁責任者として責任を負うという整理で、提案しています。

各公民館の現場の方々にも、説明していきたいと思っております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**藤井委員** 特に公民館は地域の方々为主体になって活動をしている場所です。特に国分寺市は各公民館が、独自の活動をする特徴があり、地方行政の専門家や総務省などから、決裁権限が移ることについて、お話を聞いてみたのですが、市民の活動について、行政が責任を持つ意味で、決裁権限を管理職が持つことは、事務の在り方として妥当という意見が

伺われた一方で、国分寺市の特殊事情として、課長もおっしゃったとおり、もとは公民館長が全員、管理職でしたが、係長職に変わりました。恐らくそのときにも一度各館の独立、自立的な活動についての議論があったと思います。決裁が課長権限に移るため、利用者の方はかなり心配されていると思います。例えば公民館運営審議会で、もう一度ここまでの流れを確認させていただき、これからどのように市民の方々に説明するのか教えてください。

**公民館課長兼本多公民館長** 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じて公民館事業を市民の立場で調査・審議・支援していく大事な役割を担っています。公民館運営審議会の皆様には、公民館の事業について、また運営について、貴重な御意見を伺う機関で、今後またいろいろな事例について御審議・御意見をいただきたいと思います。今回は、事務決裁上の、事務内容で決裁の責任者を係長職から課長職に変更しますが、現場には影響がないようにしたいと思います。市民の方への説明は丁寧に、誤解のないようにしてまいりたいと考えております。

**藤井委員** 国分寺市の公民館は市民の方があってのことだと思いますので、丁寧な説明をよろしくお願いします。

また今まで各館に分散されていた決裁が全て課長のもとに集まってくるようになり、事務処理も大変になるかと思いますが、大丈夫でしょうか。

**公民館課長兼本多公民館長** 今までは館長決裁の次に決裁後供覧という形で、課長職も決裁内容について把握しています。順番が、変わることなく決裁が回ってくるため、事務量は同じです。公民館ごとに独立性・地域性があり、工夫していただいています。課長としては全てを館長にも責任を持っていただき、それを、責任を持って決裁する立場だと考えております。

**藤井委員** よくわかりました。大きい流れはさして変わらず、決裁をする人間が変わるのであって、市民の方々の公民館に関わる活動について、何か大きな制約や変化があるわけではないという理解でよろしいですか。

**公民館課長兼本多公民館長** はい。現場は何も変わることなく運営を続けさせていただきます。

**藤井委員** よくわかりました。

**辻委員** 御説明を伺って、変更の理由が、行政の事務決裁上の手続のためであることはよくわかりました。決裁はその責任の所在を明らかにする意味があり、それを管理職が担うべきであるため、他部署と合わせるという理解でよろしいですか。

**公民館課長兼本多公民館長** 各館で企画したものの責任を課長が負うことになります。

**辻委員** 国分寺市全体としての整合性からも、相当な理由だと思います。結論としてはよろしいと思いますが、藤井委員からも御発言がありましたとおり、利用者から見ると、どうして館長から課長に決裁権限が移ってしまうのか。自分たちの利用している公民館のことが今までのように決められなくなってしまうのではないかという不安をお持ちになると思います。特にこれまで館長決裁になっていたものは、どれも非常に現場に密着したもので、利用者の方々に直接関わることが多いものです。もし自分たちの館で決められなくなってしまうらどうしようという、不安をぜひとも払拭していただけたらと思いました。

今後、御丁寧な説明がある予定ですので、万が一にも誤解が生じないようにしていただきたいと思います。国分寺は各公民館に特色があることが特色だと思いますので、その特色が万が一にも失われてしまうことがないように、利用者の方々に不便が生じないように、

十分御配慮いただければと思います。

**公民館課長兼本多公民館長** 今後も各5館の地域性と特徴を大切に維持しつつ、連携しながら、各公民館が今後も館長を中心に運営していきたいと思います。

**大木委員** 市民の皆様は、決裁責任者がこの5点に関しまして、館長から課長に変更されることによって、各公民館の自治が損なわれることを非常に懸念されていると思います。今までどおり館長を中心に、地域の皆様の御意見を十分に反映し、公民館の特徴を尊重していき、活動を継続していただくことには変わりないため、あくまでも、例えば問題が生じたときには、最終的責任を管理職である課長が持つことを、丁寧に御説明いただいて、十分御理解いただけるようにお進めいただければと思います。

**教育長** 3人の委員の方から御意見いただきましたので、しっかりと市民や利用者へ説明をしていただきたいと思います。責任の所在が明確になることが大切だと思いますし、そのことによって館長と市民の方々、利用者がともに安心して、企画したり運営したりすることができるのではないかと考えておりますので、その点十分に御説明をしていただきたいと思います。

(採決)

**原案どおり可決(全員一致)**

## 〔協議〕

### 1 東京都市町村教育委員会連合会次期役員の推薦について

(議案の内容と説明)

**教育長** 資料を御確認いただきたいと思います。現在、東京都市町村教育委員会連合会役員は、富山教育長職務代理者をお願いしていますが、令和4年5月26日で満了となります。次期役員を推薦する必要があるとございますので、よろしく願いいたします。役員としては、理事を1人、会計監査を1人です。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 推薦について御意見を伺いたしたいと思います。どなたか御推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

**藤井委員** 理事は、今までもお任せしておりました経験豊富な富山教育長職務代理者に、次期も担当していただき、さらに大木先生に会計監査をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

**教育長** 富山教育長職務代理者、いかがでしょうか。

**富山教育長職務代理者** 私であれば、お受けいたします。

**教育長** 大木委員、よろしいでしょうか。

**大木委員** 僭越ながらお引き受けさせていただきます。

**教育長** 辻委員、よろしいでしょうか。

**辻委員** ぜひよろしく願いします。

**教育長** それでは、理事に富山教育長職務代理者、そして会計監査に大木委員をお願いしたいと思います。

## 〔報告〕

## 1 令和3年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者一覧について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 報告事項1, 令和3年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者一覧についてです。資料No. 1を御覧いただきたいと思います。前回の2月24日の教育委員会定例会において、今年度の児童生徒表彰の概要について報告をさせていただきましたが、その後、被表彰者の御了解をいただき、今回氏名をお示しして再度御報告させていただくというものです。

なお、今般のコロナ禍の状況を踏まえまして、表彰式は中止とさせていただきました。賞状等は各学校からお渡しいただくという形にいたしました。御報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**藤井委員** 本日の午前中にある小学校の卒業式に行ってきたのですが、そちらの小学校で活躍した子どもの話を、ちょうど校長とお話ししました。能力を生かして、私立の中学に行くのかというお話をしたら、ぜひ国分寺市内の公立の中学校に進学して、そこの部活動で活躍して、近隣の都立高校に進学するのが夢なのだと、子どもが胸を張って言っていたそうです。校長先生も市内の公立の中学校が、しっかりとした教育活動で信頼感を、市民の方々が持っていることだと非常に喜んでおられましたので、この場で御報告させていただきます。

**教育長** ありがとうございます。素晴らしいことです。

スポーツだけではなく、芸術分野もごございます。ポスターなどいろいろな場面で活躍し、コロナ禍でも子どもたちは本当に頑張ってくれていると思いました。

引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

## 2 寄附の受領について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 報告事項2, 寄附の受領について。教育総務課と社会教育課から、各1件ずつ計2件の寄附案件の御報告になります。資料No. 2を御覧いただきたいと思います。教育総務課からの寄附案件の御報告は、市内の3か所の新聞販売店、読売センター国分寺さんから、新聞の朝夕刊セットを市立小中学校全15校に各校3部ずつ計45部御寄附をいただいております。期間については、令和4年1月から12月までと伺っております。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

なし

(事務局からの説明)

**社会教育課長** 裏面の寄附の受領について御報告いたします。寄附申請者は渡辺純也様で、寄附物件は、写真にありますプレート3品とメダル1品、寄附先はひかりプラザになります。寄附の経過は、寄附申請者である渡辺様の鉄道仲間で斎藤麻里江さんという方が、よくひかりプラザに来られていたそうです。新幹線リフレッシュ事業のクラウドファンディングにも参加されています。斎藤様が亡くなったときに、御遺族から故人の遺志を踏まえ大切にしていたこれらの品を、生前慣れ親しんだひかりプラザに寄附できないかとの希望

もあり、渡辺様が譲り受けた後、当課へ寄附の相談に来られました。これらの品について鉄道総合技術研究所の話では、当時の試験に携わった国鉄関係者に配られた記念品だと思われるとのことです。今後、新幹線資料館内での展示を検討してまいります。説明は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 貴重な品を寄附いただけるため、大切にしていきたいと思います。

### 3 令和4年度小・中学校の教育課程について

(事務局からの説明)

**野村指導主事** 令和4年度小・中学校の教育課程等について御説明いたします。各小・中学校は国分寺市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、次年度の教育課程として学校の教育目標、それを達成するための基本方針、指導の重点等を教育委員会に届け出ています。資料の表面は各小・中学校が届け出た教育課程の内容の一部です。1は令和4年度の重点事項であり、教育目標を達成するための重点を、第2次国分寺市教育ビジョンを踏まえた上で設定しております。

2の特色ある教育活動は、重点事項④、新しい時代に必要になる資質・能力の育成と⑤、持続可能な社会の創り手を育む教育の推進と健やかな体の育成の具体的な取組を記載しております。また、その他の特色ある教育活動として、各校が特に注力する教育活動をお示ししています。

裏面を御覧ください。通常の学級と特別支援学級の小学校第6学年及び中学校第3学年の年間の授業日数や授業時数を一覧にしています。授業時数も適切に設定しております。学校指導課では各校において教育課程が適切に実施され、学校の取組が充実するように、指導・助言に努めてまいります。

御報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**辻委員** 教育課程の特色ある教育活動の中で、第五中学校のその他特色ある教育活動のところに、「ペップトーク(短い励ましの言葉)を導入した生徒の自己肯定感の向上」とあるのですが、このペップトークという言葉は初めて聞いたので、どのようなものか、簡単に教えていただけますか。

**野村指導主事** ペップトークとは短い激励の言葉であり、例えば「楽しもう」、「成長のチャンスだ」などを例として聞いております。外部の団体と連携しながら、教員が投げかけるだけではなく、教員、子ども、保護者の三者で取り組んでいく活動を、来年度は実施していきたいと考えているそうです。

**教育長** 肯定的な言葉かけが中心になっているようですね。

**辻委員** 最近、教育現場で取り入れられていることですか。

**野村指導主事** 私も恥ずかしながら今回初めて第五中学校から伺い、研究しながら進めていくことで、その効果も来年度ぜひ教えてくださると伝えています。

**教育長** どこも行っているわけではないのですが、このような活動をされている団体もあるようです。そのような方々と協力をしながら実施するので、試行的に行い、私どもも勉強していきたいと思います。

**辻委員** 新しい機器を取り入れるとか、何か新しくある程度まとまった時間をとるとかではなくて、少しの心がけで児童・生徒に変化が生まれるかもしれない、心がけやコミュニケーション術は、よいと思いました。

これまで先生方は、先輩の先生から何となく伝わってきたのかもしれないのですが、海外ではそのようなスキルを磨く研修等もあるようです。そのようなものを体系的に取り入れたら、こんな変化があったというのはぜひとも教えていただけたらいいなど、興味深く思いました。

**大木委員** 裏面のそれぞれの実施予定時数ですが、(2)の特別支援学級で第二小学校が、同じ知的障害の2校に比べ、総合的な学習の時間が非常に多いです。教科を合わせた指導がその分少なくはなっていることはわかるのですが、外国語活動も30時間入れているため、総時数が1,064時間です。通常の学級とほぼ近いとは思いますが、何かこのような特色については、御報告などはございますか。

**野村指導主事** 第二小学校は、特別支援学級の総合的な学習の時間の時数の多さについては、私も具体的などころを確認し切れていないので、今後はしっかり確認してまいりたいと思います。

**教育長** 今後でも結構なので、確認をしていただいて、報告をしてください。

**大木委員** 教科等を合わせた指導の時間がほかより少ないですが、総時数が非常に多く、小学校としてこのように取り組んでいきたいという考えがあつての内容だと思えます。これがよい、悪いではなく、それぞれの小学校がどのような工夫をされて、この特別支援学級において、どう子どもたちを育てていきたいかというお考えのあらわれだと思えます。そのあたりもしっかりと把握した上で、教育委員会として、それぞれの小学校の支援に当たっていただきたいと思えます。

**教育長** このような特色をもって来年度の教育課程が編成されたことを御理解いただけたらと思えます。

### 〔その他〕

なし

### 〔閉会〕

午後2時45分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

3 番

藤井健志

4 番

辻 亜希子

調製職員

廣瀨喜朗

